

## 平成 30 年北海道告示第 180 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

### 1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道夕張市南清水沢 4 丁目地内の 12,968.03 m<sup>2</sup>の土地を起業地とする「夕張市清水沢都市拠点複合施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、夕張市がその行政機能の一部及び公民館等の公共機能を有する建築物 1 棟、緑地公園、交通結節点となるバスロータリー及び市道清水沢中央 4 号線並びに駐車場から構成される複合施設を市内清水沢地区内で新たに整備するものである。

これらは、法第 3 条第 1 号に規定する「道路法による道路」、同条第 31 号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第 32 号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

夕張市は、平成 24 年に夕張市まちづくりマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定し、平成 28 年には「夕張市地方版総合戦略」（以下「総合戦略」という。）により基本目標となる戦略及び施策を策定し、その後、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生計画により複合型拠点施設の建設等を立案して内閣総理大臣の認定を受けている。

市は上記計画等に基づき、地方債及び民間企業の寄付金を主たる財源として平成 28 年から本件事業を開始し、平成 29 年度は用地補償費を予算計上して事業を推進している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

夕張市は、平成 19 年に財政再建団体に指定されて以来、継続して財政再建及び地域再生に取り組んでいるが、平成 24 年にマスタープランを策定し、安心して住み続けることができるコンパクトシティの形成をまちの将来像と定め、市を構成する 5 つの市街地のほぼ中心に位置する清水沢地区を新たな都市拠点に位置付けている。

平成 28 年には、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく総合戦略を策定し、マスタープランの理念を実現するため、持続可能なまちづくり（コンパクト化・拠点形成）を戦略の一つに掲げ、清水沢地区に子育て支援機能や交通結節点機能を持った複合施設の建設を進め、子ども達の放課後の居場所づくりや市内各地域をつなぐ持続可能な交通体系を構築することを施策とした。さらに、同年、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画の中で、清水沢地区に行政、交通、教育、文化、体育といった都市機能を集約した複合型拠点施設を整備して賑わいを創出し、移転誘導することでコンパクトシティをさらに推進し、持続可能な地域社会を構築することを目標とした。

本件事業は、上記計画実現のため、行政機能（市の南支所等）、公民館機能、図書機能、交通結節機能（待合交流スペース等）、児童館的機能、子育て支援機能等を有する建築物の建設、緑地公園の整備、交通結節点となるバスロータリー及び道道へ接続する市道の整備並びに駐車スペースの整備を行うものである。

本件事業の完成により、老朽化した南支所の維持管理費の削減、市内 2 カ所に分散されている図書コーナーの集約による利便性の向上、児童から高齢者まで幅広い世代が利用できる各種公共施設の利用拡大、市内各地域及び札幌市等への交通手段（大型バス等）の確保が実現し、住民サービスが充実することにより、まちの将来像である「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばり」に向かって大きく前進するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が委託業者により実施した地盤調査では、事業実施による地盤沈下等の悪影響の可能性は極めて低く、職員による現地調査では、動植物の生息環境への悪影響はないことを確認している。

また、起業地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財が存しない。

事業実施にあたり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為の許可を得る必要があるが、工事を安全に実施できるように許可行政庁と打合せをして、土砂、濁水の流出等、周辺環境へ悪影響が発生しない対策を講じる予定である。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、マスタープランにおいて清水沢地区で実施されることが記されており、当該地区内から基本条件（一定規模以上の平坦な土地等）を満たす 2 カ所を候補地を選び比較検討の結果、起業地を決定している。

また、建築物、緑地公園、駐車場の面積は、見込まれる利用者数等を基に適切に算出され、新設する市道は、道路構造令に適合するように設計されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 の(1)で述べたように、本件事業は、長期間にわたる厳しい財政再生の取組みの中、今後の人口減少及び少子高齢化を見据えて、持続可能な地域社会を構築する目的で計画されたものであり、新たな都市拠点への移転誘導や定住が進んでいない現状を打破するため、地域再生計画により目標年度が設定され着実な事業推進が求められている。

さらには、市内の一部鉄道路線の廃止に向けて正規の手続きが進む中、廃止日までに鉄道に替わる交通体系の再編が間に合わなければ、市民生活に大きな支障が生じる恐れがあり、交通結節点の整備を含む本件事業の先送りは許されない状況にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3 の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。